

台湾の文化的景観

はじめに一東アジアの文化的景観事情 東アジア諸国における文化的景観概念との関わりは多様である。

日本では国内外の情勢に鑑み文化財保護法を改正して文化財類型に文化的景観を加えた。韓国では文化の基盤となる自然の重要性が注目されつつも、遺産保護に文化的景観概念を取り込むべく目立った検討は窺われない。中国では、複雑な遺産スキームのなかで、世界遺産登録に際し文化的景観として評価された世界サイトの管理として取り組んでいる。一方、近年の台湾（中華民国）では、従前からの保護施策に加え、産業遺産、水中文化遺産、無形遺産、文化多様性などの国際的動向に反応し、積極的に評価して国内制度に取り込んでいる。台湾の文化的景観に関わる施策はそうしたなかで講じられてきた。

本稿では、2014年3月と8月に実施した台湾調査のほか、同年9月20日（土）に開催した文化的景観講演会「東アジアの文化的景観」および翌21日（日）に開催した「東アジアの名勝地保護に関する研究座談会」等の成果を踏まえつつ、名勝地保護との関わりも含め、台湾における文化的景観（「文化景観」）に係る施策について概観する。

台湾における文化遺産の体系 現在の台湾における文化遺産保護体制は、1981年に設置された行政院文化建設委員会（以下、文建會）を文化政策企画調整機関として、1982年（民國紀元71年）5月26日制定の文化資産保存法に、①「古物」、②「古蹟」、③「民族藝術」、④「民俗及有關文物」、⑤「自然文化景觀」の5類別を設けて、①③を教育部、②④を内政部、⑤を行政院農業委員會（以下、農委會）の所管としたのに始まるものである。

1999年9月21日の大地震（921大地震）により歴史的建造物が甚大な被害を受けたことから、2000年には文化資産保存法を改正して「歴史建築」の類別を加え、文建會の所管とした。さらに遺産に関する国内外の動向・検討等の進捗を踏まえた2005年2月9日の文化資産保存法の改正¹⁾では、第3条に「本法の文化資産とは、歴史的、文化的、藝術的、科学的等の価値を備え、指定又は登録された以下の資産のことをいう。」として、i「古蹟、歴史建築、聚落」、ii「遺址」、iii「文化景觀」、iv「古物」、v「傳統藝術」、vi「民俗及有關文物」、vii「自然地景」

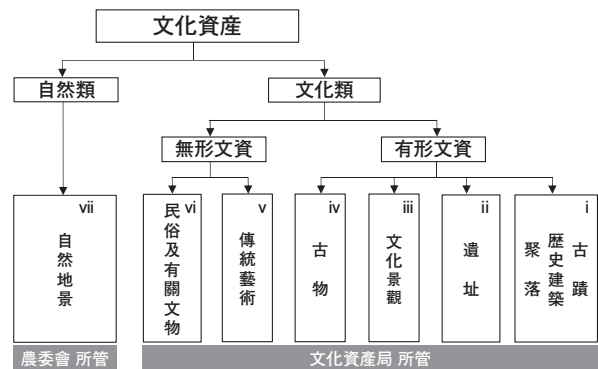


図47 台湾における文化資産の類別体系²⁾

の7類別に改め（図47）、⑥の流れを汲むviiを農委會所管のままとし、それ以外を文建會の所管とした。

2007年以降、文建會に文化資産總管理處籌備處を設置してi～viの所管を一括したが、2012年の省庁再編により、文建會は文化部に昇格し、同部内に新たに設置された文化資産局の所管となった。現在、文化資産局の組織は、4つの部局（綜合規劃組、古蹟聚落組、古物遺址組、傳藝民俗組）と文化資産保存研究センター（文化資産保存研究中心）、そして、事務組織（秘書室、會計室、政風室、人事室）から成る。このうち、「文化景觀」については、日本における文化財建造物保護分野に相当する古蹟聚落組に聚落文化景觀科を設置して、「聚落」と「文化景觀」の登録のほか、文化資産保存法に規定する「聚落保存及發展計畫」や「文化景觀保存維護計畫」等に関する施策措置を一括所管している³⁾。

台湾の「文化景觀」 「文化景觀」は、文化資産保存法第3条第3款に「神話、伝説、物語、歴史的な出来事、社会生活あるいは儀式行為を具体的に示す空間および関連する環境」のように規定され、また、文化資産保存法施行細則（2006年3月14日全文改正）第4条には「本法第3条第3款に規定する文化景觀には、歴史文化の道、宗教景觀、歴史名園、歴史的イベントの場所、農林漁牧景觀、工業地景、交通地景、水利施設、軍事施設およびその他人類と自然の相互作用により形成された景觀を含む。」などと規定されている⁴⁾。さらに、文化景觀登録及廢止審査辦法（2005年12月30日公布・施行）に示された登録の評定基準には、（1）文化的意義を有する人類と自然の相互作用を表現している、（2）歴史的、文化的、芸術的又は科学的な価値の観点から、記念性、代表性又は特殊性を有する、（3）時代的又は社会的な意義を有する、（4）希少性を有する、の4つを掲げている。文化資産保存法に基づく文化景觀の登録は2006年から取り組みられ、2014年末日現在、48件が登録されている⁵⁾（表4）。

世界遺産と「群體性」「場域性」 台湾の「文化景觀」制度導入は、国際的動向に関する検討を基礎としている。台湾は、現状で世界遺産条約を締結する立場にないが、

表4 台湾における文化景観の登録件数(種別・年別)

	神話 傳説 之 場所	歴史 文化 路徑	宗教 景観	歴史 名園	歴史 事件 場所	農林 漁牧 景観	工業 地景	交通 地景	水利 設施	軍事 設施	其他	計
2006	2		1			1			2			6
2007									2			2
2008						1	3		1	1	4	10
2009						1	1		2		1	5
2010							1	2			1	4
2011	1	1			2	1						5
2012						1	1		1		1	4
2013					1	1				1	2	5
2014					1	1		1		1	3	7
計	3	1	1	0	4	7	6	3	8	3	12	48



図48 烏山頭ダムの余水吐(1921年着工、1931年完成)

国内に潜在する文化遺産の重要性に鑑み、文建會が2003年、2009年、2010年に、世界遺産一覧表登録に向けた候補として18の遺産を選出した。この中には、金沢出身の日本人水利技術者である八田與一が1920年から10年にわたって尽力し完成させた「烏山頭ダム及び嘉南大圳水利システム」(2009年10月5日、文化景観に登録: 評定基準(1)(2)(3)(4); 水利施設)(図48)なども含まれる。

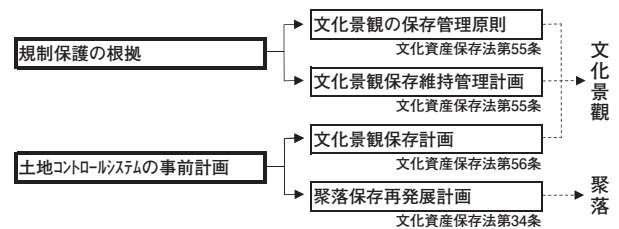
2005年の法改正における「聚落」と「文化景観」は、世界遺産分野で活発に議論されてきた「群體性」(group of building, ensembles等の対応概念)と「場域性」(sites, historic area, setting等の対応概念)という、文化資産把握の在り方を保護制度に反映させたものであり、加えて、「聚落」においては「營建性」(architecture性)、「文化景観」においては「地景性」(landscape性)を具備した文化資産として保護措置を講じる枠組みである。

提案制と計画規定 「聚落」と「文化景観」の導入は、単に新しい遺産概念の展開というだけのことではない。

文化資産局へのヒアリングにおいて、第一に強調されたのは、直轄市・縣・市政府主管機関(概ね文化部)が、調査成果あるいは個人や団体からの提案を受け、各文化資産審議会での審査を経て登録されるという、ボトムアップ方式の制度であるということであった。また、2005年の法改正において導入した「聚落」と「文化景観」については、国土に関わる他の制度との関係をも視野に入れた計画に関する規定を設け、「群體性」・「營建性」を特質とする「聚落」と「場域性」・「地景性」を特質とする「文化景観」に関する計画の枠組みを関連づけて、文化資産の面的な保護・保全を図ろうとするものである(図49)。

すなわち、改正後の枠組みは、地域の主体性と保護・保全の計画性とを備えたものであると言える。

東アジアにおける文化的資産としての風致景観 今日の台湾における文化資産体系では、風致景観の保護・保全にあたって、日本における名勝地のような概念は適用さ

図49 「文化景観」と「聚落」に関する4計画の関連性⁶⁾

れていない。一方、近年導入された「文化景観」には、日本における史跡や名勝、文化的景観などの特質を複合的に内包している部分がある。また、特に自然的な風致景観については、風景の観光利用を主眼として交通部観光局が所管する「國家風景區」、自然保護と生物多様性を主眼として内政部營建署が所管する「國家公園」、環境・景観保全と地域社会発展を主眼として農委會林務局が所管する「地質公園」なども関連して、日本の名勝地保護制度との対照は単純ではない。こうした台湾での取組も踏まえつつ、日本を含めた東アジアの名勝地保護を考える上では、中国における「風景名勝区」や韓国における「名勝」などの実践を視野に入れ、これらの総合的な検討を通じた風致景観施策に関する比較が重要な研究課題である。(平澤 毅/文化庁・波多野想/琉球大学)

註

* 本稿は、科研費基盤研究(B)「東アジアを中心とした名勝地の保護に関する研究」(課題番号25292214、研究代表者:平澤毅)の成果の一部である。

- 1) 2005年の改正法は全11章104条から成り、第1章「総則」、第2章「古蹟、歴史建築及聚落」、第3章「遺址」、第4章「文化景観」、第5章「傳統藝術、民俗及有關文物」、第6章「古物」、第7章「自然地景」、第8章「文化資産保存技術及保存者」、第9章「獎勵」、第10章「罰則」、第11章「附則」を定めている。2005年11月1日施行。第1条に「文化資産の保存と活用を通じて、国民の精神生活を充実し、多元文化を発揚するためにこの法律を制定する。」とある。
- 2) 文化部文化資産局(2012)『聚落與文化景観保存操作 執行手冊』2012; 183頁「臺灣文化資産類別架構表」参照。
- 3) 文化部文化資産局『文化部文化資産局簡介』2012。
- 4) 台湾で「地景」は「人と土地との相互作用およびその動態的現象」、「景観」は「相互作用の結果、具体化する形態」を示す概念表現で、世界遺産のCultural Landscapeの訳語には「文化地景」が充てられている。また、旧・文化資産保存法における「自然文化景観」は旧・第3条第5款に「人類の歴史文化を保存し、自然を保全する必要性から指定した保存価値のある自然区域や動物、植物、鉱物」と規定されていたもので、改正法における「自然地景」は新・第3条第7款に「保全すべき自然価値を備えた自然地域、地形、植物及び鉱物」と規定されるものである。いずれも日本の文化財保護制度における天然記念物に近い枠組みであると考えられるが、「自然地景」では、土地に定着した自然価値が強調されている。
- 5) 文化資産局HP[<http://www.boch.gov.tw/boch/>]における文化資産類別の「文化景観」参照。
- 6) 前掲註2) 165頁参照。